

「令和2年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」 (120ページ)の使い方

【源泉徴収簿の「年末調整」欄の変更について】

平成30年度の税制改正により、基礎控除の見直しが行われたことに伴い、源泉徴収簿の「年末調整」欄が変更されています。

基礎控除額については、令和元年度は源泉徴収簿の⑯欄に含めて記載することになっていましたが、令和2年度は源泉徴収簿の⑲欄に別途記載することになります（基礎控除額については、令和元年度は「令和元年度分の扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」により計算していましたが、令和2年度は、基礎控除申告書により求めることとなります。）。

○源泉徴収簿の変更点

令和元年度 源泉徴収簿（抜粋）	令和2年度 源泉徴収簿（抜粋）																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">地震保険料の控除額</td><td style="width: 50%; text-align: center;">⑭</td></tr> <tr><td>配偶者（特別）控除額</td><td style="text-align: center;">⑮</td></tr> <tr><td>扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額</td><td style="text-align: center;">⑯</td></tr> <tr><td>所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)</td><td style="text-align: center;">⑰</td></tr> <tr><td>差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額</td><td style="text-align: center;">⑱ (1,000円未満切捨て)</td></tr> </table>	地震保険料の控除額	⑭	配偶者（特別）控除額	⑮	扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱ (1,000円未満切捨て)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">地震保険料の控除額</td><td style="width: 50%; text-align: center;">⑰</td></tr> <tr><td>配偶者（特別）控除額</td><td style="text-align: center;">⑱</td></tr> <tr><td>扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額</td><td style="text-align: center;">⑲</td></tr> <tr><td>基礎控除額</td><td style="text-align: center;">⑳</td></tr> <tr><td>所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑳)</td><td style="text-align: center;">㉑</td></tr> <tr><td>差引課税給与所得金額(⑨-㉑)及び算出所得税額</td><td style="text-align: center;">㉒ (1,000円未満切捨て)</td></tr> </table>	地震保険料の控除額	⑰	配偶者（特別）控除額	⑱	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑲	基礎控除額	⑳	所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑳)	㉑	差引課税給与所得金額(⑨-㉑)及び算出所得税額	㉒ (1,000円未満切捨て)
地震保険料の控除額	⑭																						
配偶者（特別）控除額	⑮																						
扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯																						
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰																						
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱ (1,000円未満切捨て)																						
地震保険料の控除額	⑰																						
配偶者（特別）控除額	⑱																						
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑲																						
基礎控除額	⑳																						
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑳)	㉑																						
差引課税給与所得金額(⑨-㉑)及び算出所得税額	㉒ (1,000円未満切捨て)																						

【「令和2年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」の使い方】

- まず、控除対象扶養親族の数の合計を求め、「① 控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の人数欄に対応する控除額を求めます。
※ 控除対象扶養親族の数には、控除対象配偶者の数は含みません。
- 次に、同一生計配偶者や扶養親族のうちに障害者等に該当する人がいる場合や所得者本人が障害者等に該当する場合には、「② 障害者等がいる場合の控除額の加算額」の「イ」欄から「ト」欄までに掲げる控除額の加算額の合計額を求めます。
- 1及び2で求めた金額の合計額を源泉徴収簿の「年末調整」欄の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑲」欄に記入します。

凡例	<input type="checkbox"/> 給与の支払を受ける人（所得者）（※の金額は所得者の合計所得金額（見積額）を示します。） <input type="checkbox"/> 一般の控除対象配偶者（※の金額は配偶者の合計所得金額（見積額）を示します。） <input type="checkbox"/> 老配 老人控除対象配偶者（※の金額は配偶者の合計所得金額（見積額）を示します。） <input type="checkbox"/> 配特 配偶者特別控除の対象となる配偶者（※の金額は配偶者の合計所得金額（見積額）を示します。） <input type="checkbox"/> 扶 一般の控除対象扶養親族	<input type="checkbox"/> 扶 扶養親族のうち年齢16歳未満の人 <input type="checkbox"/> 特扶 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親 同居老親等である老人扶養親族 <input type="checkbox"/> 老扶 同居老親等以外の老人扶養親族 <input type="checkbox"/> 障 一般の障害者	<input type="checkbox"/> 同障 同居特別障害者 <input type="checkbox"/> 特障 同居特別障害者以外の特別障害者 <input type="checkbox"/> 寡 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり ひとり親
----	--	--	--

事例	早見表の当てはめる欄		求める控除額の合計額	(参考) 配偶者(特別)控除額 ※ 源泉徴収簿の⑰欄に記載します。
	「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」欄 ※ 配偶者の数は含みません。	「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」欄		
1 又は勤労障害者、寡婦 場合	(1) 控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び控除対象扶養親族がいない人 <input type="checkbox"/>	なし	—	—
	(2) 控除対象配偶者がいる人 ※900万円以下 ※48万円以下 <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/> (配)	なし	—	380,000円
	(3) 控除対象配偶者と控除対象扶養親族がいる人 ※900万円以下 ※48万円以下 <input type="checkbox"/> — <input type="checkbox"/> (配) — <input type="checkbox"/> (扶)	1人	—	380,000円
			① — 円 ② — 円 計 — 円	
			① 380,000 円 ② — 円 計 380,000 円	

事例		早見表の当てはめる欄		求める控除額の合計額	(参考) 配偶者(特別)控除額 ※ 源泉徴収簿の⑰欄に記載します。		
		「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」欄 ※ 配偶者の数は含みません。	「②障害者等がある場合の控除額の加算額」欄				
1 所 得 者 が 勤 労 学 生 で な い 場 合	(4) 一般の障害者である控除対象配偶者と控除対象扶養親族がいる人	※900万円超 950万円以下	※48万円以下 配 = 障 扶 扶	2人	ハ	① 760,000円 ②-ハ1人 270,000円 計 1,030,000円	260,000円
	(5) 控除対象配偶者、特定扶養親族及び同居老親等以外の老人扶養親族がいる人	※900万円以下 950万円以下	※48万円以下 配 扶 = 特扶 扶 = 老扶	2人	へ及びト	① 760,000円 ②-へ1人 250,000円 ②-ト1人 100,000円 計 1,110,000円	380,000円
	(6) 老人控除対象配偶者と同居特別障害者である控除対象扶養親族がいる人	※900万円以下 950万円以下	※48万円以下 老配 扶 = 同障	1人	イ	① 380,000円 ②-イ1人 750,000円 計 1,130,000円	480,000円
	(7) 同居老親等である控除対象扶養親族がいる人		扶 = 同居老親	1人	ホ	① 380,000円 ②-ホ1人 200,000円 計 580,000円	-
	(8) 同居特別障害者以外の特別障害者である16歳未満の扶養親族と控除対象扶養親族がいる人		扶 = 特障 扶	1人	ロ	① 380,000円 ②-ロ1人 400,000円 計 780,000円	-
2 所 得 者 が 一 般 の 障 害 者 で あ る 場 合	(1) 控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び控除対象扶養親族がいない人		障	なし	ハ	① -円 ②-ハ 270,000円 計 270,000円	-
	(2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者と控除対象扶養親族がいる人	※900万円以下 950万円以下	※130万円超 133万円以下 配特 扶	1人	ハ	① 380,000円 ②-ハ 270,000円 計 650,000円	30,000円
3 所 得 者 が 寡 婦 で あ る 場 合	(1) 控除対象扶養親族がいない人		寡	なし	ハ	① -円 ②-ハ 270,000円 計 270,000円	-
	(2) 控除対象扶養親族がいる人		寡 扶 扶	2人	ハ	① 760,000円 ②-ハ 270,000円 計 1,030,000円	-
4 所 得 者 が 一 人 で あ る 場 合	控除対象扶養親族がいる人		ひとり 扶	1人	ニ	① 380,000円 ②-ニ 350,000円 計 730,000円	-